

ハローワークへ求人を提出される事業所の方へ

求人広告掲載時のトラブルに ご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL310219首01



今使っている〇〇は
20XX年に使用
できなくなります！

無料で広告を
掲載しませんか？



これを設置すれば
電気料金が
安くになります！

ホームページを
作成しませんか？
売上がアップ
しますよ！

〇〇も付いた方が
便利になります！

今契約すれば
半額になります！

無料？売上アップ？便利になる？
今契約すれば半額？
急いで契約しないと...

社長！

ちょっと待って！

契約は慎重に！

中小企業庁

裏面へ

事業者間の取引には クーリング・オフの適用はありません セールストークに惑わされず 契約する前に 必ず書面で確認しましょう

本当に使用できなくなるの？

「いつから使用できなくなるのか」などについて、同業者に聞いてみたり、お近くの商工会・商工会議所や関係行政機関などに確認しましょう。

本当に安くなるの？

「現在の経費が月額〇万円で、〇円安くなる」だけでなく、設置費用月額〇万円も含めても本当に安くなるのか、分割支払いの場合、支払期間合計金額は異常に高くなっていないか、など実際に試算してみましょう。

また、電力会社の「電力供給約款」に違反しないか確認しましょう。

本当に必要ですか？

自社の規模や業態を踏まえて本当に必要な機器か、使いこなせる機器かなどを過大投資にならないか検討しましょう。

本当に必要なものであれば、複数の事業者から見積りを取りなど、納得のいく価格で契約しましょう。

上記のように、契約する際には、様々な事項について確認・検討する必要があります。

疑問や不審に思ったこと、理解できないことがあれば、必ず書面で確認し、納得するまでは契約しないことが重要です。



本当に無料なの？

何の媒体（雑誌、新聞、web等）に広告掲載するのか、その媒体はよく読まれているのか、何が無料なのか（広告記事作成料か、広告掲載料か等）、無料の期間はいつまでか、解約手続はどうするのか、などについて確認しましょう。

本当に売上がアップするの？

必ず売上が増加するとは限りません。また、作成するホームページのイメージは両者で合意できているか、更新は誰が行うのか（契約に更新は含まれているか）などの確認をしましょう。

更に、分割支払いの場合、支払期間合計金額は異常に高くなっていないか確認しましょう。

もう少し考えませんか？

よく理解していなかつたけれど忙しいので契約してしまったが、翌朝になってやっぱり解約したいという事業者がいます。

自分のペースで周囲の人にも相談するなど最低一晩は考えてみましょう。

お問い合わせ先・ご相談先

中小企業庁相談室

03-3501-4667 (平日9:00-17:30)

中小企業電話相談ナビダイヤル

0570-064-350 (平日9:00-17:30)

※お近くの経済産業局中小企業課に繋かります。

法律的なご相談(初回面談30分無料(一部県市を除く))
ひまわりほっとダイヤル(日本弁護士連合会)

0570-001-240 (平日9:00-12:00,13:00-16:00)

全国どこからでも かんたん面談予約 初回相談無料
※一部地域を除く
社長のその悩み、弁護士が力になります。

新しい事業を
立ち上げたい

こんな契約書で
大丈夫?

取引先の
支払いが
滞りがち…

社員間のトラブル、
どう解決すべき?

相談相手がいるって
安心ですね。



ひまわりほっとダイヤルは

中小企業の

“ほつ”を

サポートします。



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く) 10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

お近くの弁護士をご紹介します
※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索

スマートフォンは
こちらから

